

平成21年度予算編成方針

我が国経済は、世界経済の減速や原油高・原材料高、金融市場の混乱などから企業の設備投資や輸出の減少幅が拡大するなど、企業活動が減速し、内外需ともに停滞感が強まっており、景気が後退局面入りしたことがほぼ確実となっている。

また、先行きについても、当面、弱い動きが続くとみられ、アメリカにおける金融不安の高まりや株式・為替市場の変動などから、景気がさらに下振れするリスクが存在すると見込まれている。

このような経済情勢の下、県財政は歳入面では景気の減速に伴う企業収益の悪化から法人二税を中心に県税収入の大幅な減少が見込まれ、また、地方交付税総額の抑制基調もあり、地方税偏在是正の影響等を踏まえても、一般財源の確保は大変厳しい状況にある。

一方、歳出面では、高齢化に伴う福祉・医療関係経費、団塊世代の大量退職に伴う退職手当、公債費といった義務的経費は大幅に増加することが避けられず、現時点における収支不足は前年度同時期の848億円から大幅に拡大し、1,146億円となる見込みであり、本県財政はかつてない厳しい状況に置かれている。

さらに、社会資本整備等のために過去に発行した県債の残高は、平成20年度末には3兆円を超える見込みであり、将来世代に負担を先送りしないためにも、県自らがコントロールできる県債残高を維持若しくは減少の方向に転換させなければならない。

また、財政調整のための基金残高は、平成8年度の2,500億円から大幅に減少し、平成14年度に800億円を下回ったまま回復できず、厳しい財政運営が続いている。

しかし、こうした厳しい状況の中にあっても、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を着実に推進するとともに、新たな行政課題に的確に対応し、県民誰もがゆとりを実感できる活力に満ちた地域社会を実現しなければならない。

このため、平成21年度予算編成に当たっては、かつてない厳しい財政状況を十分認識のうえ、「最少の経費で最大の効果」を上げるため、予算ありきの発想から転換し、県の信用力を生かし、県がつなぎ役となって新たな県民参加型のムーブメントによる施策を展開するなど、職員の知恵と工夫を最大限発揮することが求められている。

各部局においては、県政運営全般の効率性を一層高め、もっと小さくもっと賢い「最小・最強の県庁」を実現するため、平成20年度から3年間を計画期間とした「新行財政改革プログラム」に基づき、不断の行財政改革に取り組むとともに、業務内容や既存事業の抜本的な見直しを行い、限りある資源を緊急性や優先度の高い施策に重点的・効率的に配分し、一層の「選択と集中」を徹底することが必要不可欠である。

以上のような基本認識に立って、真の地方分権の時代にふさわしい担い手として、持続可能で足腰の強い財政基盤の確立に道筋を付けるため、平成21年度予算編成過程を通じて、徹底した見直しを行っていくこととし、下記により予算編成を行うこととしたので、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

I 基本的な考え方

1 「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の推進

「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を着実に推進するため、現状を十分に分析して課題を洗い出し、全庁的な意見交換を重ねて今後重点的に取り組む課題を的確に選択すること。事業の実施にあたっては、限りある資源を有効に活用して、スピード感を持って最大の効果を上げるよう努めること。

2 事務事業の徹底した見直し

県政運営全般の効率性を高めるため、「新行財政改革プログラム」を踏まえ、「役割分担」からの改革、「事業手法」からの改革、「実施体制」からの改革という3つの改革を進め、既存の事務事業や組織について、制度や事業の根本に立ち返り、必要性や効果等を十分に評価・検証し、前例にとらわれることなく徹底的に見直すこと。

3 財政健全化の堅持

将来世代に過度な負担を残さないよう、県債の発行については適切な活用を図りつつも、県自らがコントロールできる県債残高の圧縮を目指し、財政健全化の足取りをより一層確かなものとする。

II 総括的事項

1 重点化施策枠の設定

平成21年度において重点的に取り組む課題へ対応するため、重点化施策枠（一般財源ベースで33億円程度）を設け、要求枠に加算する。

重点的に取り組む課題については、明確な目標を必ず設定し、最初に課題を解決するためのしっかりした仕組みづくりを行い、できるだけ早期に目に見える効果をあげる工程管理を行うこと。

また、安心・安全、福祉、環境など、多面的な効果をあげる「一石三鳥」の施策展開や知恵と工夫による独創的な「埼玉モデル」の創造に努めること。

2 部局見直しインセンティブ枠の設定

年度当初から、各部局において主要見直しテーマにおける事務事業の廃止等の検討を行ってきたところであるが、以下の項目については部局見直しインセンティブ枠（一般財源ベースで8億円程度）として、積極的な見直しを行った部局に対して所要の額を要求枠に加算することとする。

(1) 中長期的な視点による見直し

中長期的な視点により事務事業を見直し、将来的なコスト削減を図るものについては、増加する初期費用について所要の額を要求枠に加算する。
ただし、指定する事業についてのみ要求可とする。

(2) 主要見直しテーマによる部局の見直し

主要見直しテーマによる部局の積極的な見直しにより、事務事業の廃止等に取り組む場合、翌年度の削減見込み額と同額を要求枠に加算する。
ただし、新規・拡大事業についてのみ要求可とする。

(3) 職員定数の見直しにより民間委託を行うもの

業務の見直しにより職員定数を削減し、民間へ業務委託することで、業務の質的向上とコストの縮減が図られるものについては、委託に要する額を要求枠に加算する。
ただし、指定する事業についてのみ要求可とする。

3 経費の見積り

予算要求における経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置き、既存事業の取組成果を十分に評価・検証し、真に必要な事業量を適正に見込むこと。

4 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく、他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、予め関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

5 県民参加

「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」のポイントは、県民力の結集であることを踏まえ、できる限り県の信用力を生かした県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを考えること。

6 官民協働

「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針」を踏まえ、県がつなぎ役となって、NPOや民間企業、大学など地域の多様な力を結集して、様々な課題を解決していくための取組を一層推進すること。

また、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、県業務の質的向上とコストの縮減を図ること。

7 財源確保

収支不足が続いている現状を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却、新たな広告収入の確保など、自主財源の充実・確保に努めること。

8 地方税財政制度

地方税財政制度全般が大きな変革期を迎えているとともに、国の予算編成の動向についても不透明な要素が多いことから、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向を十分注視し、柔軟かつ的確な対応を行うこと。

Ⅲ 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、年度途中における財源振替は困難な状況にあるため、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き徴税努力を行い、納税率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法律改正や予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県負担に配慮しつつ、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

別途、通知する「使用料・手数料の見直し」（平成20年10月14日付け財第321号企画財政部長通知）を踏まえ、受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものなどについては、速やかに対処すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、早期処分に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入

貸付金の元利収入については、「債権管理の適正化のための取組方針」（平成20年9月25日付け財第302号財政課長通知）を踏まえ、適切な債権管理による収入の確保に努めること。

(6) 県債

県債残高の圧縮を図るため、後年度の財政負担を考慮しつつ、適債事業を選択すること。

(7) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえ、的確に積算するとともに、一般財源圧縮の観点から、さらなる増収策を検討すること。

2 歳出関係

各部局の要求上限額（要求枠）は、次の経費区分に従い別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、年度当初からの主要見直しテーマによる事務事業の見直し等を踏まえ、スクラップアンドビルドを徹底し、施策の重点化、効率化に努めること。

(1) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

《A経費：部局主体の予算編成枠》

- A－ 1：算出方法が法定された義務的事業
- A－ 2：全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A－ 3：全額特定財源の事業
- A－ 4：既設定の継続費・債務負担行為
- A－ 5：内部管理的な経費
- A－ 6：既存施設の維持運営費（平年度分）
- A－ 7：県の委託施設に関する事業（平年度分）
- A－ 8：国庫補助事業
- A－ 9：県単事業

《B経費：政策的議論を徹底する予算編成枠》

- B－ 1：新規事業
 - B－ 2：指定継続事業
 - B－ 3：一般継続事業
 - B－ 4：施設の維持運営費（新規扱い分）
 - B－ 5：一般継続事業（準義務的経費・A経費からの移行事業）
 - B－ 6：人件費
 - B－ 7：公債費
 - B－ 8：扶助費
 - B－ 9：公共事業（国庫補助・臨時交付金等）
 - B－ 10：県単公共事業（県単独・地方特定）
 - B－ 11：団体補助
- 重点化施策枠（B 1～B 5）
部局見直しインセンティブ枠（B 1～B 5）

(2) 財源の流用

経費区分ごとに示された財源の区分間流用については、別紙（平成21年度予算編成に係る財源流用について）のとおりとする。

(3) 審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。なお、A経費については、県政の基本理念、他施策との整合及びこの通知に定める各事項等に反しない限り要求内容を尊重するので、部局長のマネジメントにより自主的・自律的な見直し・再構築を行い、経費を十分精査した上で要求額を算定すること。

(4) 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的補助は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

(5) 投資的経費事業

・公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

なお、公共事業費の予算要求の上限額は、県債発行額の抑制の観点から一般財源及び県債の合計額で管理すること。

・その他の投資的経費事業

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、真に必要かつやむを得ないものを除き、事業の中止や繰り延べ、規模の縮小等を検討すること。また、PFI制度の活用など多様な方策についても検討すること。

(6) 外郭団体への支出

指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性・公益性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

(7) 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証し、段階的な見直しや終期設定を行うこと。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、原則廃止を前提に見直すこと。

なお、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、上記の観点から必要性等を十分に吟味すること。

[補助金見直しの考え方]

- ・ 補助対象団体の自立性の促進
- ・ 補助成果の明確化
- ・ 補助対象を負担能力に応じたものへ見直し
- ・ 各種団体への人件費補助等の見直し
- ・ 類似・零細補助金について統合・廃止や補助実績により見直し

(8) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化、市町村の特性に応じた制度改正等を見直しを積極的に図ること。

なお、見直しに当たっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

(9) 制度融資等（利子補助を含む）

民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資等の必要性を十分に検討するとともに、貸付金利・預託金利等の各種条件についても見直しを行うこと。

また、融資枠の設定に当たっては、過去の実績や後年度の財政負担等も踏まえ、適切な融資枠を設定すること。

(10) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステムの構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

なお、IT推進課による「平成20年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

(11) その他

各種協議会に係る負担金については、国・県・市町村等の役割分担を踏まえ、前例にとられることなく、協議会設置の必要性、支出の合理性、負担額の妥当性等について十分に検討すること。

なお、「彩の国みどりの基金」の取扱いについては別途調整を図ることとする。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定する場合は、後年度において過重な財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 企業会計・特別会計

公営企業管理者、病院事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

また、各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進め、一般会計の負担軽減を図る方策を検討すること。

IV 予算見積調書の提出期限

平成20年11月6日（木）

なお、予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用することとなっているので、留意すること。

V その他

取扱いの細部については、別途通知する「平成21年度予算編成事務の取扱いについて」（平成20年10月14日付け財第320号財政課長通知）による。